

令和2年6月3日

実習実施者
監理団体 各位

外国人技能実習機構

ベトナム国政府認定送出機関リストからの一部送出機関の削除について

ベトナム労働・傷病兵・社会問題省から外国人技能実習機構に対し、下記の送出機関について、日ベトナム間の技能実習制度に関する協力覚書に基づく認定送出機関リストから削除するとの連絡が令和2年5月26日にありました。

これを受け、同日以降、外国人技能実習機構に対し、技能実習計画の認定申請を行う際に下記の機関を送出機関として利用することはできませんので、お知らせします。

なお、監理団体は、認定送出機関以外の送出機関に支払うための費用として監理費を実習実施者から徴収することはできませんので、ご注意ください。

記

1. TMS HUMAN RESOURCE JOINT STOCK COMPANY (TMS HR : 送出機関リスト No.239)